

2021年3月22日

新型コロナウイルス感染症への対応について

首都圏における新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が解除されたことに鑑み、当社における取り組みについてお知らせいたします。

緊急事態宣言は解除されたものの、新型コロナウイルス感染症の感染状況は依然として収束に至っていないことから、以下の感染予防策について、当面の間、継続して実施することとします。

- ・毎朝夕の検温の実施
- ・面談時のマスクの着用、面談時間の短縮化
- ・家族以外との飲酒を伴う会食不可
- ・不要不急の出張不可
- ・多人数での会議の原則禁止
- ・テレビ会議システムの活用
- ・自身の周りで感染者等が確認された場合の対応と報告

当社の従業員に感染者が発生した場合には、関係当事者に遅滞なく周知するとともに、保健所の指示に従い適切に対処することといたします。

お客さま、取引先、関係者のみなさまにはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、最善の努力を尽くして事業を継続いたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。